

新斎苑に係る損害賠償請求等履行請求控訴事件に対する大阪高等裁判所の判決 (令和3年2月26日)に対する市の見解

この度の大阪高等裁判所における控訴審判決においては、用地取得価格の決定について、不動産鑑定価格は重要な考慮要素となるものの、直ちに市長の裁量を拘束するものではないと認定され、本市での火葬場移転事業に係る長年の経緯や、東山霊園火葬場の現況に鑑みて、新斎苑建設事業用地の取得に係る必要性、緊急性及び非代替性が認定され、平成29年度末までに用地取得を完了しなければ、合併特例債の活用ができない状況にあると、当時一般に考えられていたことも認定されている。

さらに、本事情を踏まえて、合併特例債の活用により市の財政負担を軽減しつつ、住民福祉の向上のために一刻も早く新斎苑を竣工すべく、本市としては地権者との交渉において、当時限られた時間の中で合意に達することが可能な範囲で、最少の経費により用地取得を実現すべく、本件売買契約を締結したものであり、市長以下、本市職員等が個人的な利益を図ろうとするといった違法不当な動機が全く認められず、現に利得を得ているというような事情も一切ないということが認定されている。

にもかかわらず、主文では、市長及び地権者に対して不動産鑑定価格を上回る売買代金額部分につき、市において、損害賠償請求を行うべきとの結論が示された。

行政上の必要性、緊急性の下、地方自治法（96条1項8号）に基づく市議会における議決を経たうえで、不動産を取得する場合であっても、不動産鑑定価格を上回って取得することは、市長による裁量権の逸脱濫用であるとする今回の大阪高等裁判所の判断については、奈良市としては承服しがたく、日本国内における地方公共団体における用地取得実務にも大きな影響を及ぼす判断であることから、改めて最高裁判所の判断を仰ぐこととする次第である。

なお、投棄物撤去費用の支出については、今回の大阪高等裁判所の判断においても、裁量権の逸脱濫用となるものではないと認められたところである。